

# 信州ベンチャー企業優先発注事業（新型コロナ特別対応型） 認定申請者（信州ベンチャー開発認定品）を募集します

新型コロナウイルスの感染拡大防止につながる新商品の販路開拓や関連する役務の提供に取り組む、県内の中小企業者等を支援するため、「信州ベンチャー企業優先発注事業（新型コロナ特別対応型）」の認定申請者（信州ベンチャー開発認定品）を募集します。本事業は、県が認定した中小企業者等が製造する新商品等を県が随意契約で調達可能とすることで、県内ベンチャー企業の育成を図ることを目的としています。この度、県内における円滑な医療物資等の供給を図るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に資する新商品の販路開拓や関連する役務の提供に取り組む事業者を特別募集します。

## 1 対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第5号、第6号、第7号、第8号に規定する中小企業者で、県内に本店又は主な事業所を有する者。

## 2 対象新商品等

・既存製品と比較して優れた製品特性を有し、新型コロナウイルスの感染拡大防止など、県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。

例）サージカルマスク、N95相当マスク、フェイスシールド、サージカルガウン 等

・自社で生産し、かつ、申請書の提出時において販売、貸付又は提供開始後原則3年以内のもの。

（ 「生産」とは、開発及び製造（製造委託を含む。）すること。  
他社で開発及び製造された商品を仕入れて販売しているものは対象外。 ）

・医薬品医療機器等法その他関係法令を遵守していること。

## 3 募集期間

**令和2年（2020年）11月24日（火）～12月8日（火）（必着）**

## 4 申請方法

新商品又は新役務ごとに、所定の申請書を作成の上、添付書類を添えて長野県産業労働部産業立地・経営支援課あてへ4部、郵送又は持参してください。信州ベンチャー企業優先発注事業認定要綱、信州ベンチャー企業優先発注事業（新型コロナ特別対応型）認定要領、申請書様式は、県ホームページからダウンロードできます。

県ホームページ URL

[https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/venture/shinsei\\_covid19.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/venture/shinsei_covid19.html)

【添付書類】

- （1）申請者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）
- （2）直近2営業期間の決算書類（貸借対照表、損益計算書）
- （3）新商品等の概要がわかる資料（パンフレット、写真等）

## 5 認定までの予定

※応募企業数に応じて、認定日が前後することがあります。

申請者の募集	11月24日（火）～12月8日（金）（必着）
新商品等に対する事前の聞き取り	12月中旬～1月中旬（予定）
認定審査会、認定	1月下旬（予定）

## 6 留意事項

- （1）申請受付後、新商品等に対する事前の聞き取りを随時行います。  
※ WEB 面談や電話等によるヒアリングを実施予定。
- （2）本事業での認定により、県が新商品等の調達を確約するものではありません。
- （3）認定により県が新商品等の品質、安全性等を保証するものではありません。
- （4）認定の有効期間は認定の日から起算して3年間です。

## 7 申請先、問い合わせ先

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係  
〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下 692-2  
電話 026-235-7195 Fax 026-235-7496  
電子メール [keieishien@pref.nagano.lg.jp](mailto:keieishien@pref.nagano.lg.jp)